

京都市上下水道局告示第11号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成26年4月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 トーハラジェット株式会社

代表取締役 東原 賢二

京都市中京区西ノ京月輪町28-3

2 株式会社みやこ建設

代表取締役 南谷 章司

京都市南区西九条御幸田町106番地

(上下水道局水道部給水課)